徳島県条例に基づくご確認のお願い

平素より、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。また、この度は弊社とお取り引きをいただき、深く御礼申し上げます。

さて、平成24年より「徳島県暴力団排除条例」が施行され、その内容として、私共、事業者が その行う事業に関して書面による契約を締結する場合、

- ①契約のお相手が「暴力団関係者」ではないことを確認すること
- ②また、契約後に「暴力団関係者」であることが判明した場合には、契約を解除できる旨を定めること

が求められております。

つきましては、弊社では上記条例の趣旨に則り、お取り引きいただくお客様に、下記事項につき、 確認をさせていただいておりますので、何卒、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

反社会勢力ではないこと等に関する表明・確認書

- 1.私は、現在または、将来にわたって、次の各号にある反社会勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
 - ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋、社会運動等標榜ゴロ ⑥暴力団でなくなってから5年を経過していない者
 - ⑦その他前各号に準ずる者
- 2.私は、自らまたは、第三者を利用して、次の各号のいずれの行為を行わないことを 表明、確約いたします。
 - ①暴力的な要求行為 ②法的な貢任を超えた不当な要求行為
 - ③取り引きに関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計または、威力を用いて貴社の信用を毀損し、 または貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3.私は、貴社が必要と認める場合、本確約書を徳島県警察に照会することを承諾します。
- 4.私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、及びこの表明、確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取り引きが停止され、または解約されても一切の異議を申してればより損害が生じた場合は、一切により損害が生じた場合は、一切により損害が生じた場合は、一切により損害が生じた場合は、一切により損害が生じた場合は、一切に対した。

日待は記入しません

ご署名 小松島 るみ ご住所 徳島市論田町本浦下67-1 電話番号 080-0000-0000